

114
A 3550

亞墨利加國條約



第五條

安政五年壬午六月十日即西洋一千八百五十八年合衆國獨立八十二年

大正十一年四月
隈侯爵郵寄贈

外國の諸貨幣ハ日本貨幣同種類の同量と以て通用を許す
金銀の量目と
以て比較するなり

双方の國人互に物價を價ふる日本と外國との貨幣と用ゆる妨るる日本外國の貨幣に慣るる所の開港の後凡一十年の間各港の役所より日本の貨幣を以て亞墨利加人願次第引替渡を許す向後鑄替の多し分割と出せしに及ぶ日本諸貨幣ハ銅錢と除く輸出を許し得并し外國の金銀ハ貨幣と鑄るも鑄るも輸出

十

英吉利國條約

安政五年七月十日即西洋千八百五十八年

第十條

外國の諸貨幣は日本の貨幣と同種の同量と以て通用を許す

双方此國人互に物價を拂ふに日本と外國との貨幣を用ゆる事妨がらざる

日本人外國此貨幣の慣はるる開港の後九ヶ年の間各港の役所より日本此貨幣を以て額利太泥亞人願次第引替渡を許す鑄直しの分割の差出はらざる

五

日本諸貨幣銅錢を輸出する事を得并外國の金銀
貨幣も鑄さるも鑄さるも輸出し一

阿蘭陀國條約

安政五年戊午七月十日即千八百五十八年八月十八日

第四條

外國の諸貨幣と日本貨幣同種類の同量とを以て

通用す一金銀と銀と量目とを以て比較するを以て

双方の國人互に品物の代料と拂ふに日本と外國とに貨幣とを用ゐる事妨る一

日本人外國の貨幣に慣こされい開港の後凡一々年此間各港の役所より日本の貨幣とを以て阿蘭陀人願次第引替渡す一日本諸貨幣銅錢を輸出する事と得并外國の金銀と貨幣と鑄るを鑄さるも輸出

佛蘭西國條約

安政五年 月三日即西洋
千八百五十八年

第十四條

外國の貨幣日本でも通用いたさし——其通用を
日本の貨幣と外國の貨幣金を金銀を銀と掛合を
——
仏蘭西人日本人との商賣は日本の貨幣と外國の貨
幣と取交用を——
日本人外國の貨幣を慣らされは交易の初發は当用
たし日本貨幣と外國貨幣と掛合せ彼所を仏蘭西
人へ引替渡さし——日本通用金銀と外國此金銀を持た

事苦しむるも日本銅錢と貨幣に拵るる金
銀を持行るるも

日本獨逸條約書

第十五條

日本明治二己巳年四月十日
西洋千八百六十九年二月廿日

定約中ヨリ抜萃

外國貨幣之日本國內に於て故障なく通用せん事を
欲するが爲め日本政府は速に日本貨幣製造法に緊要
の改正を爲さんと務む——且日本重立たる貨幣製造
局并に諸開港場に於て取逮べき貨幣局を外國人
及び日本人の其身分に拘るるは諸種の外國貨幣及び掉
金銀を其吹換入用を差引き日本貨幣と同種同量の
割合を以て引換——此吹換入用の雙方協議の上定む——
獨逸國及び日本之人民互に拂方を爲さんと外國或は日本の

貨幣を用ゆる事勝手たる一
日本銅錢を除き諸種之貨幣并に貨幣を造らざる外國
金銀は日本國より輸出せざる事を得る一

大日本西班牙條約書

明治元辰年九月廿八日
西洋千八百六十八年十一月十二日

第十條

總て外國之貨幣は同質之日本之貨幣と同量を以て通用
せらる一

西班牙人及び日本人雙方拂方とをよみよ日本之貨幣或は

外國之貨幣を用ゆる事勝手たる一

日本銅錢之外總ての貨幣は皆ら外國金銀日本國より
輸出せざる事勝手たる一

日本政府よりある金銀座を以て總て外國之貨幣及び日本人
及び外國人及びより差出せざる事掉金銀を對し唯吹減のみを

差出させ正價之日本貨幣と以て取換——尤右吹減之割
合い追て雙方相談之上取極む——

日本澳地利條約書

第十六條

日本明治三十二年九月十四日
西洋一千八百六十九年十月十八日

日本政府は速に日本貨幣製造法に緊要の改正を為さば
務む——且日本重立たる貨幣製造局并に諸開港場
に於て取建つべき貨幣局を外國人及び日本人の其身分に
拘るる諸種の外國貨幣及び掉金銀を其吹換入用と
差引き日本貨幣と同し真價の割合を以て引換ゆ——
此吹換入用の雙方協議の上定む——
澳地利及洪噶利人と日本の人民互に拂方を為さば外國
或は日本の貨幣を用ゆる事勝手たる——

日本銅錢を除き諸種の貨幣并に貨幣に造らざる外國之
金銀は日本國より輸出せざる事を得べし

伊太里國假條約

慶應二年丙寅七月十六日
西洋千八百六十七年第一月一日
定約拔萃

第十五條

外國の諸貨幣は日本の貨幣と同種の同量と以て通用せ

べし

雙方の國人互に物價を拂ふに日本と外國との貨幣を用ふ

妨るべし

諸貨幣は

日本の銅錢を除く

輸出せざる事を得并に外國の金銀は貨

幣に鑄るも鑄らざるも輸出せざる事を得べし

大親太泥亞、佛蘭西、亞墨利加、新定約書ヨリ改革
阿蘭陀、以上四ヶ國

約書和文案

日本慶應二年丙寅五月十三日
西洋千八百六十八年第六月廿五日

第六條

日本と外國との條約中、外國貨幣は日本貨幣と同種同量の割合を以て通用せしむと取極たる箇條は、從ひ是迄日本運上所より墨是可ドルルを以て運上を納る時、一步銀量目より比較しドルル百枚を一步銀三百十一ヶの割合を以て請取來り然る處、日本政府におゐる右仕來を改免總て外國の貨幣、日本の貨幣と引替る事、障りなき様より、又日本通用の貨幣を不足なき様、交易を并利せしむ事を欲せしむより

日本金銀吹立所と盛大よせん事を既決せり然る上、日本人又も外國人より差出すべき、總て外國金銀貨幣並に地金の日本貨幣に吹替其諸雜費と差引其質の真位を以て其為を定めたる場所におゐる引替んと、此所置を行ふため、日本と條約を取結び、各國の條約に書載せらるる貨幣通用に關係せる箇條を改むる事、勅要なき、右箇條を改むる様、日本政府より申談し、承諾の上、日本慶應丁卯年十一月中西洋千八百六十八年十月一日、其所置と取行ふ、吹替の雜費として取立つべき高の割合、向後双方の全權協議の上定むべし

丁 抹國條約

日本慶應二年丙寅十二月即西洋千八百六十七年十一月十二日
定約書ヨリ按テ

第十五條

外國の諸貨幣ハ日本の貨幣と同種同量と以て通用
まじり

双方の國人互ニ物價と拂ふニ日本と外國との貨幣を用ふる
妨む

諸貨幣ハ日本銅錢
を除く輸出する事を得兼ニ外國の金銀ハ貨

幣ニ鑄ざるも輸出する事を得

丁 抹國副條約

日本慶應二年丙寅十二月七日即西洋千八百
六十七年

第六條

日本と外國との條約中ニ外國貨幣ハ日本貨幣と同種
同量の割合を以て通用とす取極たる个條ニ從ヒ是迄日
本運上所ニて墨め是し可こドルルを以て運上を納るときハ一分銀
の量目ニ比較一ドルル百枚と一分銀三百十一ヶの割合を以て
請取來きり然る處日本政府ニ於テ右仕來りを改め總テ外國
の貨幣日本の貨幣と引替る事ニ障りなき様ニ又日本
通用の貨幣を不足なき様ニ交易を便利せしむ事と
欲するより日本金銀吹立所を盛大にせんことを既ニ決せり

然る上の日本人又丁揉人より差出さるべきにして終て外國金銀貨幣并地金の日本貨幣に吹替其諸費を差引其質の真位を以て其ため定めらるる場所にて引替んと此處置を行ふ多め條約に書載せたる貨幣通用に關係せる條を改ること緊要なるを右個條を改むる様日本政府より申談し兼諾の上米丁卯年十一月中西洋千八百六十八年十一月一日行ふに吹替の雜費として取立べき高の割合に向後双方の全權協議の上定むる

金花堂

葡萄牙國假條約 萬延元年申六月十七日 西洋千八百六十年

第十條

外國の諸貨幣は日本の貨幣と同種の同量と以て通用す——雙方の國人互に物價を拂ふに日本と外國との貨幣を用ゆる事妨る——
日本人外國の貨幣に慣はざるに開港の後凡一ヶ年の間各港の役所より日本の貨幣と以て葡萄牙人願次率引替渡を——鑄直しの分割の差出を及ぶは
日本諸貨幣を銅錢を除く輸出せし事を得兼外國の金銀貨幣も鑄るも鑄さるも輸出す

白耳義國條約

英皇二年丙寅六月廿一日ノ定約
西洋千八百六十七年

第十五條

外國の諸貨幣ハ日本の貨幣と同種の同量を以て通用
スル

双方の國人互ハ其の物價を拂ふニ日本と外國との貨幣を用
ふるニ妨る

日本の諸貨幣ハ銅錢を輸出スル事を得并ニ外國の金
銀ハ貨幣ニ鑄ルも鑄ざるも輸出スル事を得

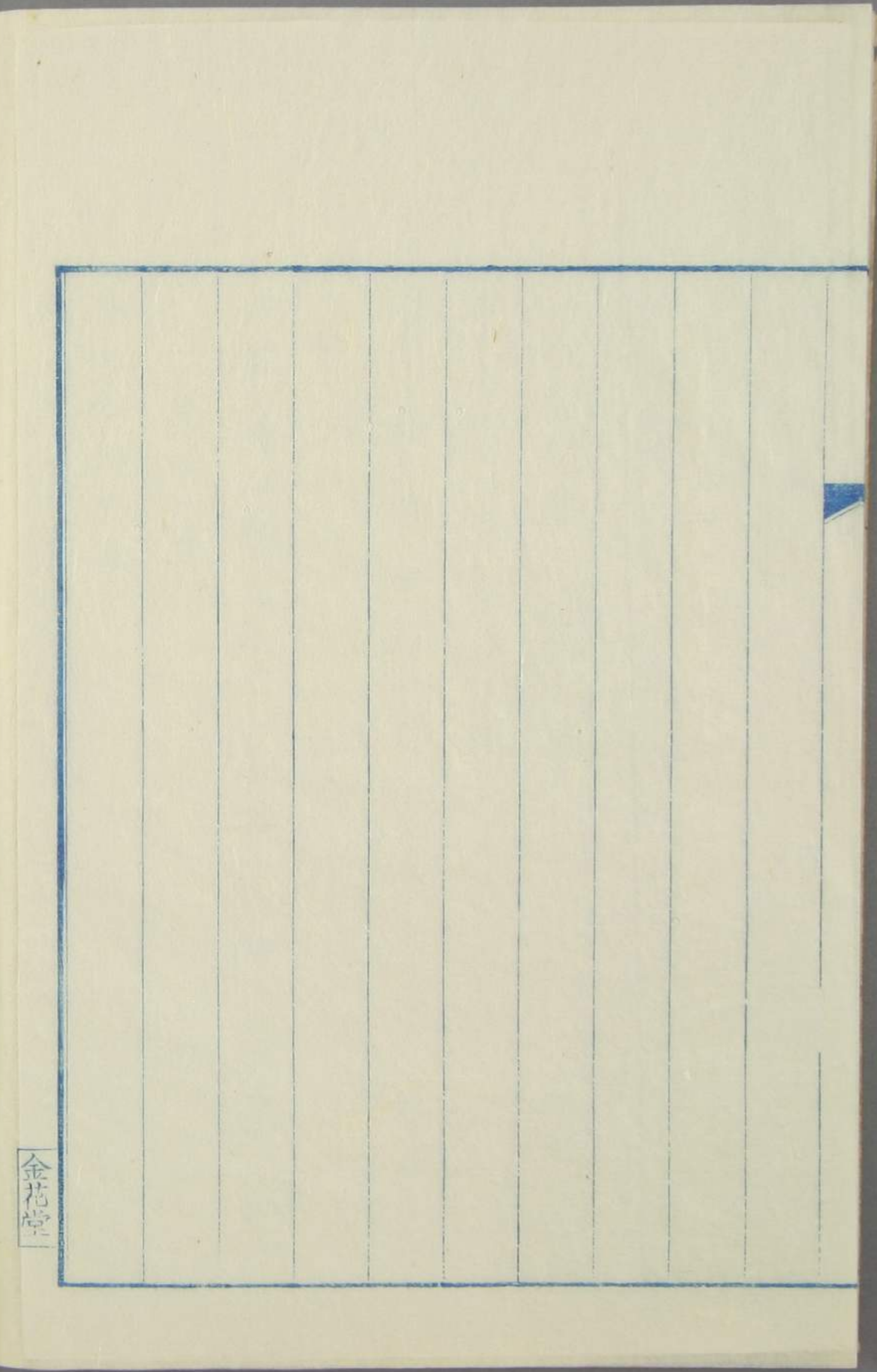
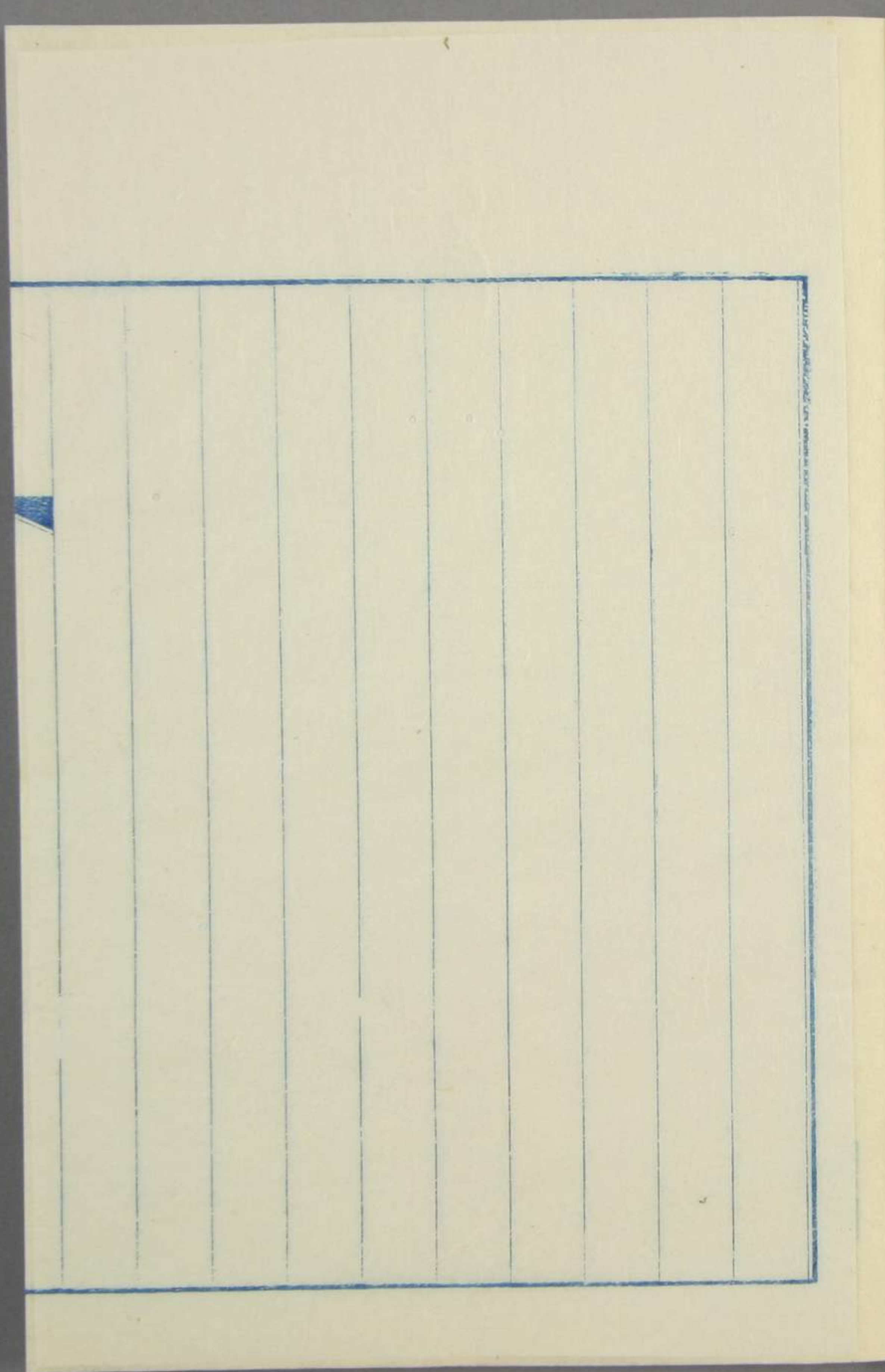
瑞西國假條約

第十四條

外國の諸貨幣ハ日本の貨幣と同種の同量を以て通用
スル

双方の國人互ニ其の物價を拂ふニ日本と外國との貨幣を用
ふる事妨る

日本諸貨幣ハ銅錢を輸出スル事を得并ニ外國の金
銀ハ貨幣ニ鑄ルも鑄ざるも輸出スル事を得



金范堂

| | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|
| | | | | | | | | | | | |
|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|--|

金花堂

